四日市市病院告示第2号

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱を次のように定める。

平成27年1月1日

四日市市病院事業管理者 一宮 惠

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱(目的)

第 1 条 この要綱は、市立四日市病院が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう。)について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 2 項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に行う調査(以下「低入札価格調査」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 低入札価格調査の試行については、別に定めるもののほか、四日市市低入札 価格調査試行要綱(平成20年四日市市告示第362号)の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。